

社会的選択と公正

地球脱出

一

西暦二千x年、地球では諸国民が自分達に都合の良いようにだけ、限りある資源を奪い合い浪費したために、ついに環境問題は破滅的段階に達し、人類は他の星に移住せざるを得なくなっていた。幸運なことに、人類の居住可能な星が二つ見つかった。そこで、人々は二隻の宇宙船に分かれ、各々の星に向かった。

宇宙船の中で、人々は期待と不安の入り混じった複雑な気持ちであった。なぜなら、これから向かう星には人類の生存可能な資源が存在することは分かっているが、

自分がその星でどの程度の能力を発揮し、いかなる境遇や地位に置かれ、どのような嗜好を持つかは全く未知であったから。

しかし、人々は地球での失敗に懲りて、新しい星では秩序ある資源の配分法を定めておかなければならないということ、誰もが痛いほど分かっていた。限りある資源を人々の間にどう配分するかを決めるのは、新しい星に着いてしまってからでは遅すぎるのである。そのときには人々は自分の個別的状况を知り、再び自分に都合の良いように言動・行動し始めるであろうから。

これから、各宇宙船の中の議論を覗いてみよう。

蓼 沼 宏 一

二

第一の星に向かった宇宙船「百家争鳴号」の中では、望ましい資源の配分法とは何かということについて多様な意見が出されていた。まず、各種資源を各個人がどれだけ消費するかを示すリストを「資源配分」と呼び、すべての資源配分を社会的に望ましいと思う順番に各人に書き並べさせたところ、ありとあらゆる順序が集められたのである。

すべてを紹介する余裕はとてないから、二三の例をピックアップしてみよう。ある人は、まず各資源配分ごとに各個人の満足度を数値化し、すべての個人にわたってこの満足度を足し合わせた。そして、この和の大きい順に資源配分を並べた。

別の人は資源配分間で、それぞれにおいて最も不遇な人の状態を比較し、そのより良い方を上位に置いた。もし最も不遇な人が同程度の状態であるときには、二番目に不遇な人の状態を比較して優劣を決め、そこでも判定がつかない場合には三番目に不遇な人の状態を比較する、というようにして資源配分の順番を定めた。

さて、ありとあらゆる意見を前にして、議長は取りまとめに困ってしまった。そこでまず、個人個人の提出した資源配分の順序をまとめて一つの「社会的順序」を定めるルールを決めることにした。このようなルールが決定され、それに則って社会的順序が得られれば、後は簡単で、達成可能な資源配分の中で最高位にあるものを望ましい「社会的選択」とすればよい。

とはいえ、意見をまとめるルールを決めるのも、さほど容易なことではない。人々が様々な意見を持ちながらも、一つの集団的意見を形成しなければならない状況においては、各個人は結果として出て来る集団的意見と自分の意見とが一致していなくても、やむを得ないと思うであろう。しかし、そのような集団的意見を形成するルールについては、誰も自分自身で納得のいくものでなければ引き下らないはずである。

そこで、議長は、

「個人個人の資源配分の順序をもとに社会的順序を形成するルールが満たさなければならぬ基本的条件とは何であろうか」と、まず問うた。

活発な議論の後、誰もが納得した条件は以下の四つであった。

(一) 個人個人の資源配分の順序がどのようなものであれ、一つの首尾一貫した社会的順序が定まる。

(二) ある特定の個人の資源配分の順序が、他の人々の順序にかかわらずなく、常に社会的順序として採用されるならば、この個人は「独裁者」である。このような「独裁者」が存在してはならない。

(三) 二つの資源配分について、全員が一方を他方より良いと判断しているならば、社会的順序においても前者が後者より上位に置かれる。

(四) 二つの資源配分について、どちらが社会的順序において上位に置かれるかは、各個人が二つのうちのどちらをより良いものと順序付けているか、ということのみ基づいて定まる。

さて、議長はルールの具体的な案を人々に募った。もちろん、どの案も上の基本四条件を満足していなければならない。

ある人は会議でよく用いられるような多数決ルールを考え、二つの資源配分ごとにどちらを良いと判断するかを採決して、多数が良しとした方を社会的に上位に置くというやり方で社会的順序を形成しようとした。しかし、このルールでは首尾一貫した社会的順序を形成できないケースがあることが判明し、条件(一)の制約により提案を断念せざるを得なかった。

また別の人は、選挙の類推から、個人個人が最も良いと判断する資源配分に一票を投じ、票数の多い順に並べて社会的順序を形成するというルールを考えた。ところが、このルールによると、ある二つの資源配分 x 、 y について、各個人がどちらをより良いものとするかという判断は同じだが、他の資源配分 z との x 、 y の關係が異なるとき、社会的順序における x 、 y の序列が異なるケースが存在することが分かった。したがって、各個人の順序における x 、 y の序列を見ただけでは、社会的順序におけるこれらの序列は決まらないので、条件(四)の

制約により、やはり提案を諦めなければならなかった。

自分達が今までしばしば用いてきた集団的決定の代表的なルールが、先の基本四条件のどれかを満足しないことを知って、人々は困惑した。何人かの人達が新しいルールを作ろうとしたが、基本四条件のすべてを満たすようなルールはなかなか見つからなかった。個人個人の相異なる意見をまとめる方法が見いだせぬまま、議論は中断した。

結局、議長は先に定めた基本四条件のどれかを弱めるか、放棄する以外に道はないと判断した。それではどの条件を諦めるべきか、ということに論題は移った。

三

第二の星に向かった宇宙船「連帯号」の中でも、望ましい資源配分法とは何かということについて活発な議論が行われていた。しかし、議論の進み方が「百家争鳴号」の中とはいささか異なるようである。

「連帯号」に乗った人々の間には、望ましい資源配分法についての各個人の判断は究極的には一致し得るのではないか、という期待があった。各人が自分の置かれる

個別的境遇・地位等について未知であるときには、理性的な人間は出来る限り「公平な」資源配分法を定めておきたいと思うであろう。その資源配分法は人間共通の「公平感」に則ったものに一致するはずである。そこで、「百家争鳴号」の中で個人個人の様々な意見をまとめる方法をまず議論したのは異なり、「連帯号」の中では直ちに望ましい資源配分法とは何か、という議論が始まっていた。

いま一つの相違点は、「百家争鳴号」の人々は、すべての資源配分を一系列の社会的順序に並べた後に、達成可能な資源配分の中で社会的順序の最高のものを望ましい資源配分として選択するというルートを目指した。これに対して「連帯号」の人々は、より直接的に、利用可能な資源総量と各個人の嗜好が与えられたとき、望ましい資源配分が決められれば良い、という考え方を取った。望ましい資源配分の決定の背後に一系列の社会的順序が存在することは要請せず、望ましい資源配分とそうでないものとの分けられれば十分であると考えたのである。

そこで、議長は

「資源配分法が満たさなければならぬ基本的条件と

は何であろうか。」と問うた。

様々な条件が議論に上ったが、誰しをも首肯させたのは次のような条件であった。

(A) 誰も他の人の取り分を羨まないような分け方は公平である。資源配分は公平でなければならぬ。

(B) ある資源配分に比べて、何人かの人々はより良い状態であり、他の人々も少なくとも同程度の状態であるような別の資源配分があったとすると、元の資源配分には「無駄」があったことになる。資源配分はこのような「無駄」のないものにすべきである。

(C) 利用可能な資源総量が増加した場合には、誰もがより良い状態になるか、あるいは少なくとも同程度の状態に保たれるべきである。

(D) 社会に新しいメンバーが加わって、一定の資源総量を分け合う人数が増加したときには、旧いメンバーの一部の人々だけがより悪い状態に陥って、別の人々は

逆により良い状態になるということではなく、旧メンバーの誰もがより悪い状態になるか、あるいは少なくとも同程度の状態に保たれるべきである。

(E) ある資源配分が社会全体で望ましいものであるためには、まず、社会のどの部分を取り出してみても、その配分が望ましいものでなければならぬ。

続いて議事は、各種の資源配分問題に対する具体的な資源配分法の提案に移った。

すべての財がいくらかでも細かく分割できるケースの資源配分法の案を、いくつか見てみよう。

一つの案は、単純にすべての財を等量ずつ各人に割り当てるという方法であった。この方法は、当然ながら公平性の条件(A)を満たし、また条件(C)、(D)および(E)をも満足する。しかし、この方法は個人個人の嗜好を全く反映しないために、効率性の条件(B)を満たし得ないのであった。ほとんど常に、等量配分から出発して二個人が適当な二財をいくらか交換することによって、両者とも最初の配分におけるよりも良い状態にな

り得るからである。

もう一つの案は上の修正案であり、すべての財が等量ずつ各人に割り当てられた後、これを初期保有量として人々は完全競争的な市場に参加し、需給が一致した時点で財の交換を行って、最終的な配分を定めるといふ方法であった。この案は公平性の条件(A)も効率性の条件(B)も満たし、有力な案と見られた。ところが、この方法による配分では、資源の総量が増加したときに一部の人がより悪い状態になるケースがあることが判明し、残念ながら条件(C)が満たされないのであった。

結局、この種の資源配分問題に対して、上記の条件すべてを満たすような配分法は見いだされなかった。他の種類の資源配分問題についても、ごく一部の例外を除いて事情は同様で、「完全な」配分法はなかった。

かくて議論は、犠牲にしてもやむを得ない条件はどれか、という方向に進まざるを得なかったのである。

解 説

1 もしユートピアがあって、誰もが欲しいだけの物を手に入れられるならば、経済問題は生じない。資源に限

りがあるが故に、その稀少な資源をいかに配分するか、という問題が起こる。

さて、「望ましい資源配分とは何か」と問われたときに、人は自分の現在の境遇に都合のよい資源配分を「望ましい」と判定しがちである。資源配分の「社会的な」望ましさを判断するには、ひとまず自分の個人的境遇・地位・富などについて未知である状態に身を置かなければならない。これは、J・ロールズによって導入された「無知のヴェール」の考え方である。

このような未知の状態に人々が置かれるのは「新しい星への移住」というような状況以外にはあり得ないと考える人もいるであろう。しかし、想像力と理性をもつ人間は、想像上、未知の状態に置かれたものとして価値判断を下せるとするならば、「社会的に」何が望ましいかという議論は「地球上」でも可能であろう。

2 地球を飛び立った二隻の宇宙船の中での議論は、「厚生経済学」、なかでも「社会的選択論」における研究を表している。「社会的に望ましい資源配分とは何か」という問いは、恐らく文明の歴史とともに古く、経済学

の中でも常に論じられてきた問題である。この問いに対して、「百家争鳴号」と「連帯号」でとられたアプローチの違いを要約すれば、(1)どのレベルの議論で全員一致を目指すか、ということと、(2)すべての資源配分の社会的順序を求めるか否か、という二点になる。

資源配分の社会的な望ましさに関する個人個人の判断は議論を経て一致し得ると考えるならば、貴方は「連帯号」に乗っていることになる。そうではなくて、個人個人の判断はどこまで行っても多様であり、一致することはないと考える人は「百家争鳴号」に乗ることになる。後者では、段階を一つ逆上り、様々な意見をまとめる方法について全員の納得を得た上で、その方法に則って集団的価値判断の形成を行わざるを得ない。いずれにせよ、ちょうどゲームが開始される前にそのルールについて全員が納得していなければならないのと同じように、新しい星での資源配分法——その自分にとっての結果がどう出るにせよ——については、全員が何らかの段階で納得しなければならない。

次に、すべての資源配分の社会的順序を定めることは、いろいろな制約下の資源配分問題に対して、個人の合理

的選択と同様の意味で首尾一貫した「最適資源配分」の決定が出来ることを意味する。これに対して、任意の制約下の資源配分問題について、社会的に望ましい資源配分とそうでないものとに二分する方法では、上のような一貫性は保証されていない。経済学でしばしば登場する「パレート効率性」による資源配分の評価法は、後者の二分法の例である。

3 グループ内でいくつかの選択肢の中からどれがよいかを決めるとき、我々は普通、各選択肢の長所短所を比較検討する。とりわけ、メンバーの全員一致が求められているときには、個々の具体的な選択肢ごとに観察するよりも、比較の土台となる基本的性質を挙げて各選択肢をテストする方がよいであろう。このような基本的性質を「公理」と呼ぶことにしよう。

「百家争鳴号」の中で挙げられた、「個人個人の順序を集約して一つの社会的順序を形成するルール」が満たすべき四公理は、K・J・アローによる。その画期的著書において彼は、「民主的な」ルールならば当然満たさなければならぬと考えられるこれらの公理を、すべて同

時に満たすルールは存在しないことを証明した。

一方、「連帯号」で列挙された公理は、公平な資源配分法についての近年の研究で分析の対象とされている。いずれも我々の公平感に訴える内容をもっているが、やはり、いろいろな種類の資源配分問題について、幾つかの公理のすべてを同時に満たす配分法の非存在が示されることがある。

アローの示した結果は、(彼自身は「一般可能性定理」と名づけたのだが)「一般不可能性定理」と呼ばれたために、短絡的に「民主的決定は不可能である」と解されることがある。逆に、「現実に」民主主義は機能しているのだから、アローの定理に拘泥する必要はないと言われることもある。我々はどのような解釈をとるべきだろうか。

まず、本文の公理(一)は、個人個人がどのような意見をもつ場合でも、常に整合的な集団的意見が形成されるルールを要求している。したがって、個人個人のもつ意見がより限定されたケースで、整合的かつ民主的な決定ルールが存在しても何らおかしくはない。

一方、アローの定理は、集団的決定のルールに対して

先の四つの性質すべてを望むことは望み過ぎである、という。したがって、現実に我々が「民主的」とみなしているルール(多数決、選挙など)が働いているとすれば、そのルールは先の性質のどれかを満たしていないことになる。では一体どの性質を犠牲にしているのかを明確にすることは、現実の決定ルールの批判的検討のために極めて重要なことであろう。例えば、多数決ルールが、時には種々の議案の首尾一貫した社会的順序を生み出さないということが、議決の順番によって結果が左右されることがあるということを意味する。国会での議事進行に十分な注意を払わなければならないことを我々は知るのである。

資源配分法に関する「不可能性定理」についても、全く同様の意義づけを与えることができる。

4 一般に、選択肢に課す要請(公理)の数が増えれば、それらを同時に満たすものの数は減少する。資源配分法の研究では、しばしば、いくつかの公理を同時に満たす配分法が唯一つに限られることが示される。これを、その配分法の「公理化定理」または「特徴付け定理」と呼

ぶ。ここでは、その特定の配分法を採用することと、対応する公理の組で示される価値判断の組を受け入れるということは同値である。したがって、いま選択の対象となっている資源配分法の各々の公理化定理が得られたときには、価値判断の組合せの間の選択に問題は置き換えられることになる。

かくて我々は、多様な資源配分法を直接比較するときと比べて、はるかに論点を明確にすることができる。いろいろな価値判断の望み得る組合せのうち、どれを選ぶかということに問題は収斂するのである。

このような選択問題において、社会のメンバー全員が一致して一つの価値判断の組合せを是とすることは理想である。だが、各個人の価値観は依然として異なるとするならば、我々はここでも集団的決定の問題に引き戻されることになる。「資源配分の順序」が「価値判断の組合せの順序」に変わっただけで、形式的には「百家争鳴号」における問題と何ら変わりはない。しかし、論点の明確化と有効な説得により、このような「価値判断の組合せ」の順序は、全員一致は無理としても、個人間で十分に類似したものになり得るかも知れない。そうである

ならば、公理(一)の要請は強過ぎることになり、我々は既にアローの「不可能性定理」の枠から脱却しているのである。

5 最後に、我々がここで取り上げなかった第三のアプローチについて付言したい。それは、すべての資源配分の社会的順序付けを求め(この点では「百家争鳴号」と同じ)、そのような順序付けに関する個人個人の判断は一致し得ると考えて(この点では「連帯号」と同じ)、資源配分のいろいろな順序付けの方法を比較検討するというアプローチである。実は、このアプローチが経済学説史的には最も古い。「百家争鳴号」のなかで挙げた資源配分の順序付けの二つの例は、それぞれ「功利主義」と、J・ロールズとA・センによる「レキシミン原理」に基づくものである。

さて、いま新しい星におけるある資源配分問題について、人々の嗜好、すなわち、各個人が財の二つの組合せのどちらを好むかという選択順序が想定されたとする。この個人個人の選択順序をもとに一つの資源配分の順序を形成するとき、アローの定理が再び顔を出す。「各個

人が社会的に望ましいと考える資源配分の順序」が「個人の好みによる資源配分の順序」に変わっただけで、形式的には「百家争鳴号」における問題と全く変わらな
い。そして、個人個人の好みを資源配分の順序に反映させようとすれば、アローの公理は当然の要請のように見える。

にもかかわらず、「功利主義」なり「レキシミン原理」なり、どうして一つの「順序」が提案され得たのか。実は、これらの資源配分の順序は「個人別の選好順序」を超える指標をもとに形成されたのである。「功利主義」の場合には、各個人の各財の組から得る満足度が数で表
示できる（したがって、財の二つの組の「どちらを」好むかだけでなく「どれだけ」好むかまで表せる）とし、さらに、これらの数の大小を個人間で比較できると仮定した。「レキシミン原理」では、満足度の数値化までは
求めないが、ある個人のある状態と、別の個人のある状態のどちらが良いか比較できることを前提とした。

したがって、このアプローチでは、「個人別の選好順序」を超える指標をいかに与え、その指標をもとにどの

ように資源配分を順序付けるか、という方法の比較検討が主題となるのである。

文献案内

- [1] K. J. Arrow, *Social Choice and Individual Values*, 2nd ed., Yale University Press, 1963. (長名寛明訳「社会的選択と個人的評価」日本経済新聞社、一九七七年。)
- [2] 鈴木興太郎「経済計画理論」筑摩書房、一九八二年。
- [3] A. K. Sen, *Collective Choice and Social Welfare*, North-Holland, 1970.
- [4] J. Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971. (矢島鈞次監訳「正義論」紀伊国屋書店、一九七九年。)
- [5] 塩野谷祐一「価値理念の構造」東洋経済新報社、一九八四年。
- [1]は、解説でも紹介した社会的選択論における画期的著書であるが、難解である。[2][3]は、この分野の優れた解説書である。[4][5]は、ここで紹介した内容を
超えて、価値研究の方法論まで論じる哲学書である。

(一橋大学専任講師)